

令和5年度

年金について



公立学校共済組合宮城支部

目次

第1章 公的年金制度の概要

- 1 公的年金制度の概要・・・・・・・・・・・・・2
- 2 年金の種類・・・・・・・・・・・・・3
- 3 厚生年金の種別と実施機関・・・・・・・・・・・・・3

第2章 一般組合員資格喪失時の手続きについて

- 1 一般組合員資格を喪失したときの手続き・・・・・・・・4
- 2 令和5年度末退職者の事務処理の流れ・・・・・・・・6

第3章 65歳からの老齢年金について

- 1 65歳からの老齢年金について・・・・・・・・・・・・・8
- 2 老齢年金の請求手続き・・・・・・・・・・・・・10
- 3 年金加入期間や年金見込額を知りたいとき・・・・・・・・11
- 4 年金の決定・・・・・・・・・・・・・13
- 5 年金の支給・・・・・・・・・・・・・13

第4章 知っておきたい老齢年金の制度

- 1 加給年金額・・・・・・・・・・・・・14
- 2 年金の繰上げ・・・・・・・・・・・・・16
- 3 年金の繰下げ・・・・・・・・・・・・・17
- 4 働きながら年金を受給するとき・・・・・・・・・・・・・20

第5章 問い合わせ先について

- 問い合わせ先について・・・・・・・・・・・・・22

【参考資料】 ～年金についてのQ&A～



第1章 公的年金制度の概要

1 公的年金制度の概要

【図】 令和5年時点の公的年金制度の体系

3階部分 企業年金等	企業年金等	年金払い退職給付（新3階部分） （平成27年10月以降の期間）				経過的職域加算額（旧3階部分） （平成27年9月までの期間）
		厚生年金（被用者年金）				
2階部分 厚生年金制度	第1号 厚生年金 被保険者				第2号 厚生年金 被保険者	
	第3号 厚生年金 被保険者		第4号 厚生年金 被保険者			
1階部分 国民年金制度	国民年金（基礎年金）					
	第1号 国民年金 被保険者	第2号 国民年金被保険者				第3号 国民年金 被保険者
加入対象者	自営業・ 学生等	民間企業	国家公務員	地方公務員 	私立学校 教職員	国民年金 第2号 被保険者 の被扶養 配偶者

1階部分 国民年金（基礎年金）

全ての国民に共通する年金制度で1階部分と呼ばれます。昭和61年4月1日から、20歳から60歳までの全国民に加入義務があります。被保険者（加入者）は職種等によって、第1号から第3号被保険者の3つに分けられます。地方公務員は国民年金第2号被保険者となります。

2階部分 厚生年金（被用者年金）

被用者（給与をもらい働く人）に共通する年金制度で2階部分と呼ばれます。働いていた期間と報酬額に比例した年金が支給されます。平成27年9月までは、民間サラリーマン等を対象とした「厚生年金保険制度」、公務員等を対象とする「共済年金制度」に分かれていましたが、平成27年10月に厚生年金保険制度に統合されました。このことを「被用者年金制度の一元化」といいます。被保険者（加入者）は職種によって、第1号から第4号被保険者の4つに分けられます。地方公務員は第3号被保険者となります。

3階部分 年金払い退職給付・経過的職域加算額

共済組合独自の年金制度で3階部分と呼ばれます。被用者年金制度の一元化により、共済年金独自の給付であった「職域部分（旧3階部分）」は廃止され、平成27年10月から新たに「年金払い退職給付」が設けられました。なお、平成27年9月までの組合員期間がある方は、「職域部分（旧3階部分）」に相当する額が、「経過的職域加算額」として支給されます。

2 年金の種類

給付の事由により「老齢」・「障害」・「遺族」の3種類の年金があります。受給するためには、それぞれ一定の要件を満たす必要があります。

種類	国民年金	厚生年金	年金払い退職給付	経過的職域加算額
老齢	老齢基礎年金	老齢厚生年金	退職年金	退職共済年金
障害	障害基礎年金	障害厚生年金	公務障害年金	障害共済年金
遺族	遺族基礎年金	遺族厚生年金	公務遺族年金	遺族共済年金

原則として、種類の異なる複数の年金を同時に受給することはできません。いずれか一つを選択し受給することになり、他の年金の支給は停止されます（併給調整）。この選択は、将来に向かって変更することが可能です。

3 厚生年金の種別と実施機関

厚生年金の被保険者には4つの種別があり、厚生年金に関する事務を行う実施機関が異なります。公務員の厚生年金は、最後に加入した共済組合が年金の決定・支給を行います。民間サラリーマン等の第1号厚生年金被保険者と国民年金（基礎年金）は、日本年金機構が年金の決定・支給を行います。

種別	被保険者	実施機関
第1号 厚生年金被保険者	第2号から第4号までの厚生年金被保険者以外の厚生年金被保険者	日本年金機構
第2号 厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員	国家公務員共済組合連合会
第3号 厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員	公立学校共済組合 地方職員共済組合等の共済組合
第4号 厚生年金被保険者	私立学校教職員共済の組合員	日本私立学校振興・共済事業団

第2章 一般組合員資格喪失時の手続きについて

1 一般組合員資格を喪失したときの手続き

年金を受給する前に「**一般組合員資格**」を喪失したときは、公立学校共済組合の「**年金待機者**」として登録を行います。

【一般組合員】

主にフルタイムで勤務している常勤職員の方が該当します（正規職員・暫定再任用職員（フルタイム））。臨時的任用職員の方・2か月以内の期間を定めて使用される方は、一般組合員には該当しません。一般組合員は、公立学校共済組合が実施する全ての事業（長期給付事業、短期給付事業、福祉事業）が適用されます。

【短期組合員】令和4年10月から

所定の勤務形態の非常勤職員等の方が該当します。また、常勤職員のうち、臨時的任用職員の方は短期組合員となります。短期組合員は、公立学校共済組合の長期給付事業は適用されないため、日本年金機構の厚生年金に加入し、日本年金機構に保険料を納付します（第1号厚生年金被保険者）。

※詳細は、公立学校共済組合本部ホームページをご確認ください。



退職（定年・自己都合退職）しましたが、一般組合員資格の喪失になりますか？

一般組合員資格の**喪失**となりますので、年金待機者登録を行います。引き続き、任意継続組合員となる方も、短期給付事業のみ適用のため、一般組合員資格の**喪失**となります。



退職（定年・自己都合退職）し、翌日から臨時的任用職員となります。一般組合員資格の喪失になりますか？

臨時的任用職員は、短期組合員となります。退職後は、一般組合員資格は**喪失**となりますので、年金待機者登録を行います。



定年退職し、翌日から暫定再任用職員（フルタイム）となります。一般組合員資格の喪失になりますか？

暫定再任用職員（フルタイム）は、一般組合員となります。定年退職後も、一般組合員資格は**継続**となりますので、年金待機者登録は行いません。



(1) 年金待機者登録とは

将来の年金決定に必要な年金記録（組合員期間・報酬額等）をデータとして登録を行います。この登録は、**公立学校共済組合の一般組合員資格を喪失した方が対象となります。**



退職後、引き続き国家公務員共済組合で**一般組合員資格**を取得しましたが、待機者登録の対象ですか？

国家公務員共済組合（第2号厚生年金被保険者）や地方公務員共済組合等（第3号厚生年金被保険者）の**一般組合員資格を引き続いて取得した場合は、年金待機者登録の対象とはなりません。**



(2) 年金待機者登録の手続き

一般組合員資格を喪失する者は、所属所を經由し、「退職届書」を公立学校共済組合宮城支部に提出します。宮城支部では「退職届書」を基に、1件ごと組合員期間・報酬額等の確認を行い、年金待機者登録を行います。

年度末退職者に係る登録の完了時期は、退職後概ね3か月から6か月後となります。年度中途退職者は、資格喪失後概ね1か月から2か月後に完了となります。

(3) 年金待機者登録通知書の送付

年金待機者登録が完了後、公立学校共済組合本部から「**年金待機者登録通知書**」とリーフレット「**年金待機者となられた皆さまへ**」がご自宅あてに送付されます。

この通知書には、年金待機者番号、住所、氏名、組合員期間等が記載されていますので、届き次第通知書の内容を確認してください。

年金待機者番号とは、公立学校共済組合において年金待機者の年金記録情報を管理する番号です。住所・氏名等の変更や年金相談の際に使用しますので、送付された通知書等は年金支給開始まで大切に保管してください。

(4) 年金を受給する前に住所や氏名が変更となった場合

年金を受給する前に住所や氏名が変更となった場合は、リーフレット「年金待機者となられた皆さまへ」に添付されている「**年金待機者異動報告書**」に必要事項を記入の上、公立学校共済組合本部あてに提出してください。

2 令和5年度末退職者の事務処理の流れ

令和5年度末退職者の年金関係の手続きについては、令和6年3月上旬までには所属所あてに通知予定ですが、事務処理の基本的な流れは以下の通りです。

※各様式は変更となる場合がありますので、その時の事務手続きに従って提出してください。

① <年金受給前に一般組合員資格を喪失した場合> 昭和35年4月2日以降生まれの方

令和6年3月31日退職（一般組合員資格喪失）

4月1日からの働き方によっては、資格喪失とはならない方もいるので注意！※4ページ参照

「退職届書」を所属所を経由して宮城支部へ提出

所属所の事務処理はここまで！退職後、住所変更する場合は、住所変更届の提出を忘れずに！

宮城支部で待機者登録を行う

待機者登録については5ページ参照

本部から「年金待機者登録通知書」が自宅あてに送付される

② <年金受給後に一般組合員資格を喪失した場合> 昭和35年4月1日以前生まれの方

令和6年3月31日退職（一般組合員資格喪失）

4月1日からの働き方によっては、資格喪失とはならない方もいるので注意！※4ページ参照

「退職届書」を所属所を経由して宮城支部へ提出

所属所の事務処理はここまで！退職後、住所変更する場合は、住所変更届の提出を忘れずに！

本部で年金改定処理及び在職停止解除の処理を行う

在職停止については、20ページ参照

本部から「年金額改定通知書」が自宅あてに送付される

③ <他共済組合へ転出又は公立学校共済組合の他支部へ異動する場合>

令和6年3月31日退職
令和6年4月1日から他共済組合・他支部へ転出し、転出先で一般組合員となる。

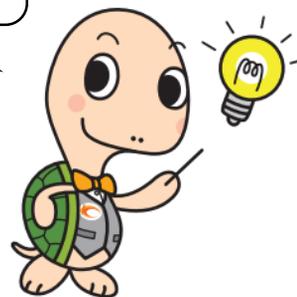
転出先で、短期組合員となる場合は、一般組合員資格喪失に該当しますので、①の処理となります。
※4ページ参照

「組合員転出届書」を所属所を經由して宮城支部へ提出

所属所の事務処理はここまで！
退職後、住所変更する場合は、住所変更届の提出を忘れずに！

宮城支部から転出先へ組合員情報（公務員期間・報酬額等）を移管

次のページからは老齢年金の制度について説明していくよ！



第3章 65歳からの老齢年金について

1 65歳からの老齢年金について

昭和36年4月2日以降に生まれた方は、65歳に到達し、それぞれ一定の要件を満たせば、以下の4つの年金を受給することができます。

<65歳からの老齢年金受給イメージ図>



1階部分 老齢基礎年金

老齢基礎年金は、**受給資格期間（国民年金や厚生年金保険の加入期間）が10年以上ある**場合に65歳から受給することができます。

20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めた場合、満額の老齢基礎年金795,000円が受給できます。保険料の未納期間などがある場合には、その期間に応じて減額されます。

※年金額は令和5年4月時点の金額となります。金額は変動することがありますのでご注意ください。

2階部分 老齢厚生年金

次の全てを満たした場合に受給できます。

- (ア) **65歳以上**であること
- (イ) 厚生年金保険の被保険者期間が**1月以上**あること
- (ウ) 受給資格期間（国民年金や厚生年金保険の加入期間）が**10年以上**あること

注意1

昭和36年4月1日までに生まれた方は、65歳前に「特別支給の老齢厚生年金」を受給することができますが、昭和36年4月2日以後に生まれた方は、65歳前の「特別支給の老齢厚生年金」の支給はありません。

注意2

働きながら年金を受給すると、報酬額に応じて老齢厚生年金の一部又は全部が支給停止されます。※20ページを参照。

2 階部分 経過的加算額・加給年金額

経過的加算額及び加給年金額については、該当する方のみ受給することができます。

<経過的加算額>

厚生年金保険の加入期間のうち、老齢基礎年金の計算の基礎とならない20歳前や60歳以後の期間などに係る加算額として「経過的加算」が加算されます。

<加給年金額>

加給年金額については、14ページを参照してください。

旧3 階部分 経過的職域加算額

2 階部分の老齢厚生年金の受給要件を満たした方で、平成27年9月以前の1年以上引き続き組合員期間を有する方に支給されます。

平成27年9月以前の組合員期間が1年未満であっても、平成27年10月1日をまたいで引き続き組合員期間が1年以上あれば、対象となります。

注意

第2号・第3号厚生年金被保険者である間は**支給が全額停止**されます。

新3 階部分 年金払い退職給付

次の全てを満たした場合に受給できます。

- (ア) **65歳以上**であること
- (イ) **一般組合員資格を喪失**していること
- (ウ) 平成27年10月以後の1年以上引き続き組合員期間を有していること

平成27年10月以後の組合員期間が1年未満であっても、平成27年10月1日に引き続き組合員期間が1年以上あれば対象となります。

注意

第2号・第3号厚生年金被保険者である間は**支給が全額停止**されます。

2 老齢年金の請求手続き

65歳に到達したときは、**ご自身で請求手続きを行う必要があります。**

年金請求書は、**65歳となる誕生月の1か月から3か月前**に、最後に加入した実施機関（3ページ参照）から送付されます。年金請求書は、65歳の誕生日以降に提出してください。

老齢基礎年金については、日本年金機構から書類が送付されます。ただし、公務員共済組合以外の公的年金制度に加入したことがない方（単一者）は、公立学校共済組合より送付されます。



65歳到達時は、公立学校共済組合宮城支部の一般組合員です。
どこから請求書類が送付されますか？

公立学校共済組合宮城支部より、誕生月の約1か月前に所属所を經由して送付します。



65歳到達時は、年金待機者です。
どこから請求書類が送付されますか？

公立学校共済組合本部より、誕生月の約2か月から3か月前にご自宅あてに送付します。



65歳到達時は、公立学校共済組合宮城支部の短期組合員です。
どこから請求書類が送付されますか？

短期組合員は、「第1号厚生年金被保険者」となるため、日本年金機構よりご自宅あてに送付します。



誕生月になっても書類が届かない場合は、公立学校共済組合本部又は宮城支部にご連絡ください。

年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書

年金払い退職給付は、毎月の標準報酬月額及び標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た付与額を、利息とともに退職するまで積み立てます。この積み立てた額を「給付算定基礎額」といい、請求時は給付算定基礎額の残高を基に年金額を決定します。組合員及び年金待機者に、現時点での給付算定基礎額に関する情報を圧着八ガキでお送りしています。

<送付時期>

毎年7月下旬

<記載内容>

(1)標準報酬月額 (2)付与額 (3)利息 (4)給付算定基礎額残高 等

※年金払い退職給付は積立方式であるため、将来の年金額を計算することができず、年金見込額は表示されておりません。

【圧着八ガキ見本】

料金後納郵便

101-0062
東京都千代田区
神田駿河台2-9-5

公立 太郎 様

2106281 221121 0000001# 00000001
00001/00001 00000001

大切なお知らせ

年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書

【令和2年度末発給】

公立学校共済組合

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5
https://www.kouritu.or.jp/
電話 03-5259-1122
受付時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前9時から午後5時30分まで
※電話が掛かからない場合は、下記メールアドレスまでお問い合わせください。

※お問い合わせの際は、正確にお知らせするお名前と〒を必ずお伝えください。ご連絡が完了した場合は、必ずお名前と〒をお知らせください。

給付算定基礎額残高通知書

(2年4月～3年3月)
(8684100000001) 単位円

(元) 前月	①標準報酬月額	②付与率	③利息	④給付算定基礎額残高
前年度末	1		1	4,224.89
4月	280000	4200	21	4,267.10
5月	280000	4200	21	4,309.31
6月	602000	9030	21	4,399.82
7月	280000	4200	22	4,442.04
8月	280000	4200	22	4,484.26
9月	280000	4200	22	4,526.48
10月	280000	4200	0	4,568.68
11月	280000	4200	0	4,610.88
12月	602000	9030	0	4,700.78
1月	280000	4200	0	4,742.78
2月	280000	4200	0	4,784.78
3月	280000	4200	0	4,826.78

※「標準報酬月額」欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます。

区分	給付算定基礎額残高	前年度末	前年度末
①前年度末	4,224.89		
②付与額累計	600.60		
③利息累計	129		
④今回通知	4,826.78		
⑤給付算定基礎額合計	4,826.78		

⑤年金払い退職給付加入期間 5年6月
⑥付与率 令和2年4月～令和3年3月 1,500%

⑦標準利率(年率)
令和2年4月～令和2年9月 0,060%
令和2年10月～令和3年3月 0,000%

基礎年金番号 999999999 作成日 令和3年6月23日

各項目の説明

①標準報酬月額
給金と付与の基礎となる標準報酬の月額です。
再月に期末手当等の支給を受けた場合はその額を含みます。

②付与率
標準報酬月額に付与率を乗じて算定されます。
年金の原資となる給付算定基礎額の一部となります。

③利息
当月の利息を表示しています。
再月の給付算定基礎額残高と当月の付与額に標準利率(1ヵ月単位に換算した率)を乗じた額です。

④給付算定基礎額残高
当月までの給付算定基礎額残高を表示しています。
再月の給付算定基礎額残高、当月の付与額及び当月の利息を合計した額を表示しています。

⑤前年度末
前年度にお知らせした給付算定基礎額残高を表示しています。(※1)

⑥付与額累計
各月の付与額を累計した額です。(※1)

⑦利息累計
各月の利息を累計した額です。(※1)

⑧今回通知
今回お知らせした給付算定基礎額残高を表示しています。(※1)

⑨給付算定基礎額等合計
今回通知に表示している給付算定基礎額残高を表示しています。(※2)

⑩年金払い退職給付加入期間
平成27年10月(年金払い退職給付制度創設)以降の組合員期間の年数です。

⑪付与率
付与率を算定するために標準報酬月額に乘じる率です。

⑫標準利率(年率)
利息を定めるための率です。毎年10月に見直しされます。
※1 納付部分は、有期退職年金及び終身退職年金を受給していた方が公務員として再就職した場合のみ表示されます。
※2 有期退職年金及び終身退職年金を受給していた方が公務員として再就職した場合のみ、今回通知に表示している給付算定基礎額残高、有期退職年金算定基礎額及び終身退職年金算定基礎額を合計した額を表示しています。

<年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書の再発行>

お送りしている「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」と同じものを再発行することはできませんが、控えの写しをお送りします。再発行を希望する場合は、公立学校共済組合本部(電話:03-5259-1122)までご連絡ください。

地共済年金情報Webサイト

「地共済年金情報Webサイト」では、公務員厚生年金期間におけるご自身の年金加入記録や、将来の年金見込額などの情報をインターネットでご覧いただけます。利用方法などの詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<https://www.chikyosai-nenkin-web.jp>

※Webサイトのご利用には事前申込が必要です。

4 年金の決定

公立学校共済組合で年金が決定すると、「年金証書」と「年金支払通知書」がご自宅あてに届きます。**初回の支給は、請求から概ね4か月から6か月後になります。**初回支給の決定はお時間をいただきますので、予めご了承ください。

5 年金の支給

毎年2月・4月・6月・8月・10月・12月の15日（その日が土曜日・日曜日又は祝日のときは、直前の平日）に、**各月の前月までの2か月分が支給されます。**

【第1号厚生年金被保険者と第3号厚生年金被保険者の期間がある場合】

本採用前に、任期付き職員や民間会社で働き、第1号厚生年金被保険者の期間がある場合、その期間の年金は**日本年金機構**から支給されます。

本採用（一般組合員）として勤めた期間（第3号厚生年金被保険者）の年金は、**公立学校共済組合**から支給されます。

⇒ **年金はそれぞれの実施機関から別々に振り込まれます。** ※3ページ参照



年金は何月分から支給されるの？

【例】昭和38年5月17日生まれの場合

年金受給権の発生日

老齢年金を受給する権利が発生する日を「**受給権発生日**」といいます。老齢年金の受給権発生日は**65歳の誕生日の前日**です。

⇒ **令和10年5月16日が受給権発生日となる。**

年金の初回支給

年金は、**受給権発生日の翌月分**からが支給の対象となります。年金を新規に決定する場合は審査等に時間を要するため、**初回支給は、請求から概ね4か月から6か月後に、受給権発生日の翌月分**からまとめて支給されます。

⇒ **6月分の年金から支給対象となり、請求から概ね4か月以降に初回支給される。**

第4章 知っておきたい老齢年金の制度

1 加給年金額

加給年金額とは、年金受給者によって生計を維持されている配偶者又は子がいる場合に、老齢厚生年金に加算される額です。次の要件に該当した場合に受給することができます。

- (ア) 65歳到達時点で、厚生年金被保険者の加入期間が**20年以上**ある。
- (イ) 65歳到達時点で、年金受給者に**生計を維持されている**下記表に該当する加給年金額対象者がいる。

「生計を維持されている」とは

次の2つの要件を満たしているとき「生計を維持されている」といいます。

(1) 生計同一関係があること

- ・住民票上、同一世帯である。
- ・単身赴任等で住民票上は異なっているが、生活費を共にしている。

(2) 配偶者又は子が収入要件を満たしていること

年収850万円（所得655.5万円）を将来にわたって有しないことが認められる。

加給年金額対象者	年齢要件	加給年金額
配偶者	65歳未満	397,500円/年
子	・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 ・20歳未満で障害等級が1～2級に該当する障害状態にある子	2人目まで1人につき 228,700円/年 3人目から1人につき 76,200円/年

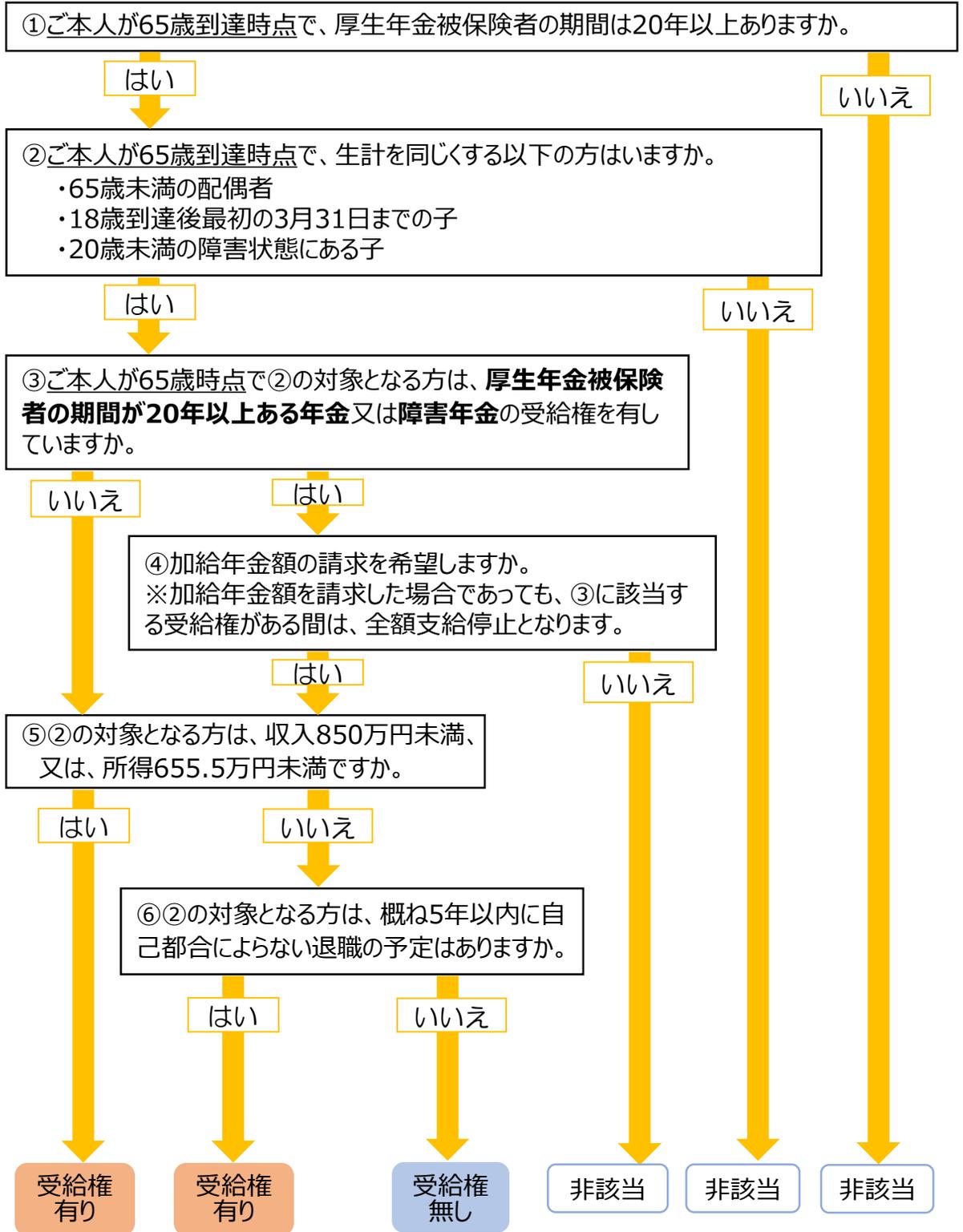
※年金額は令和5年4月時点の金額となります。金額は変動することがありますのでご注意ください。

加給年金額の停止

加給年金額対象者である配偶者が、次のいずれかの年金の受給権を有するときは、**加給年金額は停止されます。**

- 老齢(退職)を給付事由とする年金
厚生年金保険の加入期間が20年以上の老齢厚生年金の受給権を有するとき
- 障害を給付事由とする年金

<加給年金額受給フロー図>



加給年金額の加算終了

加給年金額対象者が一定の年齢に達したときや、亡くなられたときなど一身上の異動があったときに、加給年金額の加算は終了します。

2 年金の繰上げ

老齢厚生年金は65歳から受け取ることができますが、希望すれば65歳に達する前に、次の要件を満たしていれば、繰り上げて請求することができます。老齢厚生年金は、繰り上げ請求を行った翌月分から受給することができます。

- (1) 60歳に達していること
- (2) 厚生年金保険の被保険者期間が1月以上あること
- (3) 受給資格期間（国民年金や厚生年金保険の加入期間）が10年以上あること
- (4) 国民年金の任意加入被保険者でないこと

繰上げ受給の年金額

年金額は、繰り上げた月数1か月当たり**0.4%が減額**され、減額は生涯続きます。

※昭和37年4月1日までに生まれた方は**0.5%減額**となります。

※加給年金額（14ページ参照）は繰上げの対象になりません。

繰上げ受給の注意事項

- (1) 繰上げ請求により減額された年金は生涯にわたって続きます。
- (2) 繰上げ請求をした後は、繰上げ請求を取消しすることはできません。
- (3) 繰上げ請求をすると、国民年金の任意加入や、保険料の追納はできません。
- (4) 老齢基礎年金、他の実施機関の老齢厚生年金、経過的職域加算額は、同時に繰上げ請求を行う必要があります。（全て減額支給となります。）
- (5) 65歳になるまでの間、雇用保険の基本手当や高年齢雇用継続給付が支給される場合は、老齢厚生年金の一部又は全部が支給停止となります。（繰上げ請求した老齢基礎年金は支給停止されません。）
- (6) 厚生年金保険に加入した場合や、国会議員や地方議員になった場合には、給与や賞与の額に応じて、老齢厚生年金の一部又は全部が支給停止となる場合があります。※20ページ参照。（繰上げ請求した老齢基礎年金は支給停止されません。）
- (7) 繰上げ請求した老齢年金は、65歳になるまでの間、遺族厚生年金や障害厚生年金などの他の年金と併せて受給できず、いずれかの年金を選択することになります。
- (8) 繰上げ請求した日以後は、国民年金の寡婦年金は支給されません。寡婦年金を受給中の方は、寡婦年金の権利がなくなります。
- (9) 繰上げ請求した日以後は、事後重症などによる障害基礎（厚生）年金を請求することができません。（治療中の病気や持病がある方は注意してください。）

3 年金の繰下げ

老齢厚生年金は65歳から受け取ることができますが、希望すれば65歳に達したときに老齢厚生年金を請求せず、66歳以降に老齢厚生年金の繰下げを申し出ることにより、その翌月分から繰り下げた期間に応じて計算した加算額を加算した年金を受給することができます。

繰下げ受給の年金額

年金額は、繰り下げた月数1か月当たり**0.7%が増額**されます。

65歳から繰下げ申出をするまでの待機中は、年金の支給はありません。また、繰下げできる期間は、75歳まで（増額率は最大84%）となります。

繰下げ受給の注意事項

- (1) 繰下げの申出は、66歳の誕生日以後、原則75歳に達するまで、1か月単位で行うことができます。
- (2) 他の実施機関の老齢厚生年金、経過的職域加算額は、同時に繰り下げの必要があります。
- (3) 老齢基礎年金、年金払い退職給付も繰下げの申出を行うことが可能ですが、同時に繰り下げる必要はありません。
- (4) 65歳から66歳になるまでの間に、遺族年金や障害年金を受ける権利を有する方は、年金を繰り下げることにはできません。
- (5) 66歳に到達した日以降に、遺族年金や障害年金を受ける権利を有した場合は、その時点で増額率が固定されます。
- (6) 加給年金額は増額の対象になりません。また、繰下げ待機中は、加給年金額を受け取ることができません。
- (7) 公務員・会社員として在職中であっても、繰下げ請求できますが、在職することにより支給停止されるべき部分は、繰下げによる増額の対象とはなりません。

繰下げ申出を行わず遡って年金を受け取る場合

繰下げを希望し、65歳時点では年金の請求を行わなかった場合でも、66歳到達後繰下げの申出をせず、65歳に遡って本来の年金を請求することも可能です。

<70歳到達後に65歳からの年金を遡って請求するときの特例>

令和5年4月から、70歳到達後に65歳からの年金を遡って請求する場合は、請求の5年前に繰下げ申出があったものとみなされ、繰下げ加算額分が増額した年金を受け取ることができるようになりました。令和5年3月までは、70歳到達後に65歳からの年金を遡って請求しようとする場合、請求の5年以上前の年金が時効により消滅し、受け取れないこととなっていました。

※過去の年金を遡って一括で受給する場合には、医療保険・介護保険の自己負担額や保険料、税金等についても、過去に遡って調整が必要となる場合があります。

【年金繰上げ・繰下げ受給累計額早見表】

(例) 65歳で受給する年金額が100万円の場合

受給開始 年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
	24%減額	19.2%減額	14.4%減額	9.6%減額	4.8%減額		8.4%増額	16.8%増額	25.2%増額	33.6%増額	42%増額
60歳	76.0										
61歳	152.0	80.8									
62歳	228.0	161.6	85.6								
63歳	304.0	242.4	171.2	90.4							
64歳	380.0	323.2	256.8	180.8	95.2						
65歳	456.0	404.0	342.4	271.2	190.4	100					
66歳	532.0	484.8	428.0	361.6	285.6	200	108.4				
67歳	608.0	565.6	513.6	452.0	380.8	300	216.8	116.8			
68歳	684.0	646.4	599.2	542.4	476.0	400	325.2	233.6	125.2		
69歳	760.0	727.2	684.8	632.8	571.2	500	433.6	350.4	250.4	133.6	
70歳	836.0	808.0	770.4	723.2	666.4	600	542.0	467.2	375.6	267.2	142
71歳	912.0	888.8	856.0	813.6	761.6	700	650.4	584.0	500.8	400.8	284
72歳	988.0	969.6	941.6	904.0	856.8	800	758.8	700.8	626.0	534.4	426
73歳	1,064.0	1,050.4	1,027.2	994.4	952.0	900	867.2	817.6	751.2	668.0	568
74歳	1,140.0	1,131.2	1,112.8	1,084.8	1,047.2	1,000	975.6	934.4	876.4	801.6	710
75歳	1,216.0	1,212.0	1,198.4	1,175.2	1,142.4	1,100	1,084.0	1,051.2	1,001.6	935.2	852
76歳	1,292.0	1,292.8	1,284.0	1,265.6	1,237.6	1,200	1,192.4	1,168.0	1,126.8	1,068.8	994
77歳	1,368.0	1,373.6	1,369.6	1,356.0	1,332.8	1,300	1,300.8	1,284.8	1,252.0	1,202.4	1,136
78歳	1,444.0	1,454.4	1,455.2	1,446.4	1,428.0	1,400	1,409.2	1,401.6	1,377.2	1,336.0	1,278
79歳	1,520.0	1,535.2	1,540.8	1,536.8	1,523.2	1,500	1,517.6	1,518.4	1,502.4	1,469.6	1,420
80歳	1,596.0	1,616.0	1,626.4	1,627.2	1,618.4	1,600	1,626.0	1,635.2	1,627.6	1,603.2	1,562
81歳	1,672.0	1,696.8	1,712.0	1,717.6	1,713.6	1,700	1,734.4	1,752.0	1,752.8	1,736.8	1,704
82歳	1,748.0	1,777.6	1,797.6	1,808.0	1,808.8	1,800	1,842.8	1,868.8	1,878.0	1,870.4	1,846
83歳	1,824.0	1,858.4	1,883.2	1,898.4	1,904.0	1,900	1,951.2	1,985.6	2,003.2	2,004.0	1,988
84歳	1,900.0	1,939.2	1,968.8	1,988.8	1,999.2	2,000	2,059.6	2,102.4	2,128.4	2,137.6	2,130
85歳	1,976.0	2,020.0	2,054.4	2,079.2	2,094.4	2,100	2,168.0	2,219.2	2,253.6	2,271.2	2,272



60歳で繰上げ請求した場合、81歳以降長生きすると、65歳受給開始より繰上げ受給の方が受給額が少なくなる…

70歳で繰下げ受給した場合、82歳以降長生きすると、65歳受給開始より繰下げ受給の方が受給額が多くなる！



【繰上げ・繰下げのまとめ】

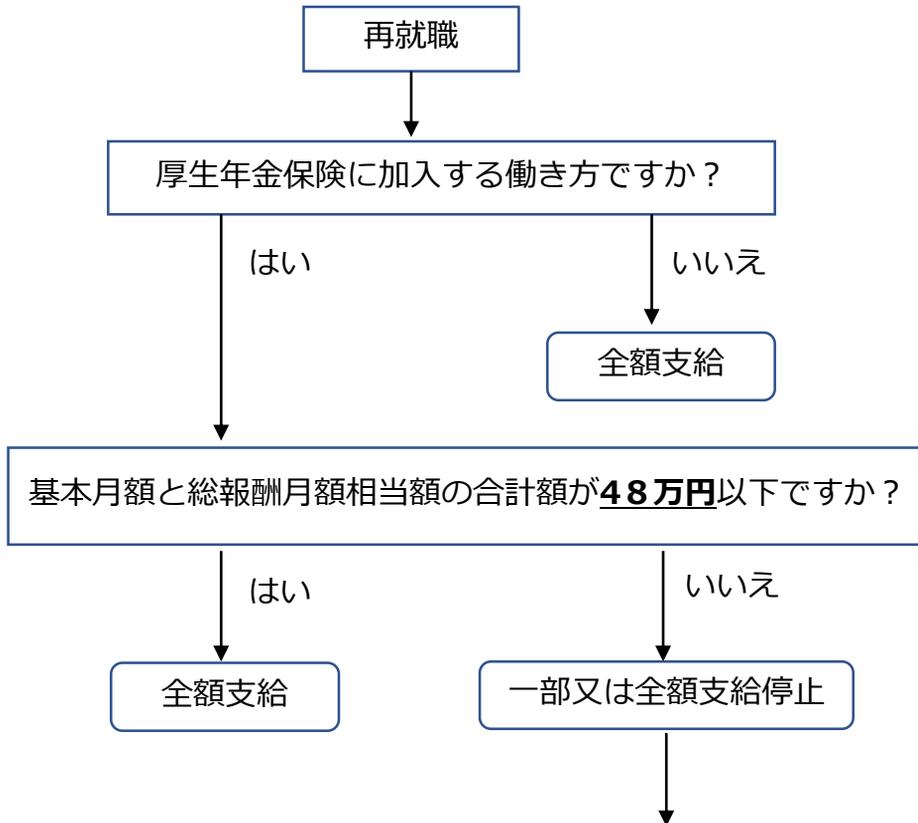
		繰上げ	繰下げ
年金の支給開始		65歳より前（60～64歳）	65歳より後（66～75歳）
請求方法		繰上げ受給を希望する時期に本部へ連絡。 ※一般組合員期間中であれば宮城支部へ連絡。	66歳以降の繰下げ受給を希望する時期に、本部へ連絡。 ※一般組合員期間中であれば宮城支部へ連絡。
増減割合		減額 0.4%×前倒しした月数 ※昭和37年4月1日までに生まれた方は0.5%減額	増額 0.7%×遅らせた月数
対象となる年金	1階部分 【老齢基礎年金】	1階・2階・旧3階全てを同時に繰上げる必要あり。	単独で繰下げ可能
	2階部分 【老齢厚生年金】 旧3階部分 【経過的職域加算額】	※全ての老齢厚生年金を同時に繰上げる必要あり。	単独で繰下げ可能 ※全ての老齢厚生年金を同時に繰下げる必要あり。
	新3階部分 【年金払い退職給付】	繰上げ・繰下げとも単独で可能	

4 働きながら年金を受給するとき

70歳未満の方が再就職し、厚生年金保険に加入した場合や、70歳以上の方が厚生年金保険の適用事業所にお勤めになった場合には、老齢厚生年金の額と給与や賞与の額（総報酬月額相当額）に応じて、**老齢厚生年金の一部又は全部が支給停止となります（在職停止）**。

ただし、厚生年金保険に加入しない働き方（勤務時間の少ない時間講師・パート・個人事業等）による収入は、**支給停止の対象にはなりません**。

【支給停止額のフローチャート】



$$\text{支給停止額(月額)} = (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - \text{基準額48万円}) \times 1/2$$

基本月額 = 老齢厚生年金の額（経過的加算額・加給年金額を除いた年額） $\times 1/12$

総報酬月額相当額 = 標準報酬月額 + （過去1年間のボーナス $\times 1/12$ ）

標準報酬月額は、共済組合の掛金の基礎額となるものです。毎年1回、報酬月額の見直しが行われます。



支給停止額はいくらになるの？

【例】令和5年度中に64歳となる再任用常勤職員（一般組合員）の場合

【年金額】

特別支給の老齢厚生年金（2階部分）年間150万円（月額12万5千円）…(A)

経過的職域加算額（旧3階部分）年間24万円（月額2万円）…(B)

【標準報酬月額】 32万円 …(C)

【過去1年間のボーナス】 72万円（月額6万円）…(D)



<支給停止額の計算>

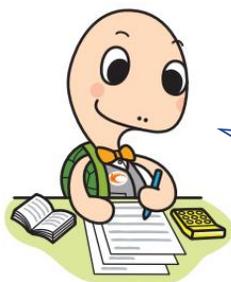
(A) 125,000円 + (C) 320,000円 + (D) 60,000円 = 505,000円

(505,000円 - 基準額480,000円) × 1/2 = **12,500円（支給停止額／月額）**

<年金支給額>

(A) 125,000円 - 支給停止額12,500円 = 月額112,500円（支給額）

(B) 経過的職域加算は、第3号厚生年金被保険者の間は**全額支給停止**となります。※9ページ参照



この例は、令和5年度中に年金決定を行っている再任用常勤職員の方の実例です。そのため、受給開始年齢は64歳となっています。

65歳から支給される「老齢基礎年金」は**支給停止はありません。**



第5章 問い合わせ先について

問い合わせ先について

退職者（年金待機者・年金受給権者）の問い合わせ先

公立学校共済組合本部

電話：03-5259-1122（年金相談専用）

住所：〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台2-9-5

ホームページ：<https://www.kouritu.or.jp/>

在職者（組合員）の問い合わせ先

公立学校共済組合宮城支部

電話：022-211-3094（年金相談専用）

022-211-3677（給付班長期給付担当）

住所：〒980-8423

宮城県仙台市青葉区本町3-8-1 教育庁福利課内

この資料は令和5年4月時点での制度内容に合わせて作成しております。

年金を受給するまでの間に制度改正や様式の変更等が行われる可能性がありますので、資料の内容にはご留意願います。

